令和８年３月９日
文部科学省
初等中等教育局初等中等教育企画課

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示案について、令和８年１月 15 日から令和８年２月 13 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 151 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約し、パブリックコメントの対象となる意見についてのみ、考え方を示させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
主務教諭に関する記載の削除を求める。	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第68号）において、学校に置くことができる職として「主務教諭」が創設されたことに伴い、関係告示において、「主務教諭」を追記するなどの関係規定を整備することとしております。
主務教諭が担う業務の内容、他の教諭や管理職との役割分担、主務教諭の配置によって軽減・代替される業務を具体的に示してほしい。	主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されます。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられ、それにより、組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られるものと考えております。その旨、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」（令和７年９月26日７文科初第1404号文部科学事務次官通知）等で周知しているところです。